

# ねんきん通信

## ご存知ですか、国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

### 障害基礎年金

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。年金額は、障害の程度が1級のときが990,100円(平成22年度価格・年額・以下同じ)、それより軽い程度の2級のときが792,100円です。また、障害基礎年金には子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子・以下同じ)の加算額があって、その額は2人目までは1人について227,900円、3人目からは1人について75,900円です。

### 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が1人の妻に支給されるときが1,020,000円、1人の子だけに支給されるときが792,100円です。また、子が2人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

### 年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日等(障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなければならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金等から老齢年金を受けている期間は除かれます。

※厚生年金の加入期間や、第三号被保険者の期間は、「保険料を納めた期間」とされます。

また、「3分の2要件」を満たせなくとも、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの1年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要がありません。

ご自分が、保険料納付要件を満たしているかどうかご心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、お問い合わせください。

### 厚生年金の加入者は

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)**にお問い合わせください。

### 悪質な詐欺行為に御注意を!

日本国民年金協会などの名称を騙ったり、社会保険庁や年金相互管理センターなどの架空団体名を名乗り、「**国民年金保険料払い戻し請求通知書**」「**国民年金保険料金未納分請求通知書**」という、保険料を納めないと国民健康保険証を交付しないと、受給中の年金額に誤りがあったとして、過払い分の返還を求める内容の文書が送付されたり、「**年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように、振り込まない場合、次回からの年金を停止する。**」などの電話がかかってくるなどにより、各地で被害が発生しております。このような不審な電話や文書が届いた場合には、直ちに近隣の年金事務所等にご連絡してください。